

施工技術検定規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものである。

この技術検定の受検申請に必要な受検申請書、及びその添付資料である技術検定実務経験証明書等については、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）においてそれらの様式が定められているところである。

今般、受検資格審査業務における実務経験審査の効率化、厳密化を図るため、施工技術検定規則に定める技術検定実務経験証明書様式第2号（イ）及び（ロ）について所要の改正を行うものである。

2. 概要

施工技術検定規則第4条第1項第3号においては、建設業法施行令第27条の5に定める実務経験を証する使用者の証明書を様式第2号とする旨を定めているところである。今般、様式第2号については、受検資格審査業務の効率化、厳密化を図る目的から、その様式を別添のとおり改めることとする。